

令和8年度事業計画

I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、現役世代の労働力不足が見込まれる中、元気で働く意欲のある高齢者のより一層の活躍が期待されています。

シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、生涯現役社会の実現に向けて、その重要性はますます高まっているところです。

また、近年、センターでの就業がフレイル（※加齢により心身が衰えた状態、健康と要介護の間の状態を指す。）の抑制に一定の効果があることが明らかになるなど、75歳以降も働きながら健康寿命を延ばすという介護予防の分野での貢献にも期待が集まっています。

国においては、令和6年のシルバー人材センターを含む公益認定法改正に伴う公益法人制度の改革により、組織の見える化や財務規律の柔軟化・明確化など透明性の向上を義務付け、当センターにおいても、令和7年に外部理事を選任し、令和9年には公益法人会計基準の見直しに取り組む予定としています。

また、令和8年4月には、フリーランス法の施行に伴い会員と発注者、センター間の包括契約を導入するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況において、今年度の重点課題については、昨年から引き続き新規会員の拡大としています。雇用年齢の延長などにより、会員数については依然として低迷が続いており、会員の平均年齢も75歳を超えるなど、大変厳しい状況にはありますが、第2期中期計画の会員数の目標である395人に達するよう、加入促進の取り組みを強化します。

会員の事業収入については、受注業務のうちで大きな割合を占める除草などの屋外作業については、後継者が不足しており、ベテラン会員から新規会員への技術の継承を円滑に進めることが課題となっています。

また、屋内清掃についても同様の傾向にありますので、特に女性会員のさらなる入会の促進の取り組みを最優先に進めます。

本年度もセンターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、改めて会員一人ひとりが「親切・丁寧・誠実な就業」を提供することによって、さらに多くの市民の皆様から信頼されるセンターであり続けることを目指し、会員、役職員が一丸となって事業を推進します。

II 実施事業

(1) 受注体制の強化

- ① 発注者には、フリーランスとしての会員の就業条件の明確化や就業する会員の安全の確保その他就業環境の整備を求めため、包括契約を締結します。
- ② 新規会員の入会促進を図るため、入会説明会や入会申し込みの受付を市民が参加しやすい市民センターを中心に利便性の良い会場で開催します。

- ③ 新規会員の説明会を毎月第3水曜日に開催しているが、日程が合わない市民には、必要に応じて、随時の申し込みにも対応するなど、新規会員の加入につなげます。
- ④ スマートフォンを活用したクラウドサービスの加入促進を図るため、新たに「令和8年度年会費無料キャンペーン」を実施するとともに「会員拡大・デジタル化推進員」の雇用形態を週1日増やし、会員数拡大や会員の利便性の向上を強化します。
- ⑤ 夫婦会員の割引制度や新規会員紹介制度を継続するほか、1～3月に入会した会員は加入期間を考慮し、当該年度の年会費を無料とします。
- ⑥ 市民を対象とした冬囲いや料理講習会などについては、早い段階で開催予定をホームページにアップし、市民に講習会の参加を促します。
- ⑦刈払機訓練講習会については、刈払機を使用した就業に必要な知識の習得や安全操作・取扱技術など、実践的な技能の向上を図るとともに、新規で除草に就業する会員の講習会参加を必須とし、ベテラン会員が新たに就業する会員の技量を判断する機会の場合とします。
- ⑧ 除草・剪定・冬囲いの各種講習会を開催し、会員の技術・技能のレベルアップを図り、後継者の育成に取り組むほか、手刈りによる除草や冬囲いの初心者向け講習会については、一般市民にも周知し新規入会を促します。
- ⑨ 料理講習会を年2回開催するうち1回は、食材費などの実費負担を条件に一般市民も対象とし、外部講師による専門的な指導を受けます。また、2回目は、会員の親睦を深めてもらうことを目的として開催します。
- ⑩ 屋外作業意見交換会を開催し、効率的、効果的な作業についての認識を共有するとともに就業機会の確保と拡大を図ります。

(2) 就業機会の確保と拡大

- ① 会員と就業先とのマッチング機能を強化するため「業務コーディネーター」を引き続き採用し、就業機会の拡大に向けた取り組みを推進します。
- ② 未就業会員の対策として、事務局だよりで就業募集の案内や夜間管理などの職種の事前登録制を行うとともに、屋外作業等のグループ就業を進め、就業機会の確保に努めます。

(3) 安全及び適正就業の推進

- ① 就業における会員の安全意識の高揚を図り、事故防止を徹底するため、会員から募集した「安全標語」を各種行事において掲載するほか、会報や事務局だより等で周知します。
- ② 5月の総会において、例年多くの会員の参加が見込まれることから、同日にあわせて安全大会を開催します。
- ③ 7月の安全就業強化月間に合わせ、作業中の事故防止対策として、就業現場での会員の作業実態を把握するため、安全及び適正就業推進委員会の委員による安全パトロールを2日間にわたり実施します。
- ④ センターに「無災害記録表」を掲示し、安全就業に対する注意喚起を促

します。

- ⑤ 除草作業については、作業前の「刈払機作業の安全チェック表」の確認や就業報告書のチェック欄の活用を引き続き周知・徹底するなど、事故発生ゼロを目指します。
- ⑥ 賠償事故や傷害事故の発生時には、必要に応じて、安全及び適正就業推進委員による事故原因の調査を行い再発防止に努めます。
- ⑦ 刈払機作業により賠償事故を発生させた会員に対し、「刈払機屋内・屋外訓練講習会」の受講を義務付け、作業における安全意識の高揚を図ります。
- ⑧ 刈払機作業により事故の多発を受け、新たにチップソー（石トバサーズ）の助成に取り組み、その効果について聞き取り調査を実施します。また、屋外作業の事故防止を図るため、会員が除草作業などに使用する保護帽購入への助成制度を継続します。
- ⑨ 会員の健康増進を推進するため、会報や事務局だよりに健康診断の受診を奨励するなど、自らの健康管理の重要性について啓発を図ります。
- ⑩ 新規会員や新たな発注者に対し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を配付し、適正就業の周知を図ります。
- ⑪ 小樽市からの受注業務については、同じ会員が長期的に就業することを是正するため、指定業務として一定年数で会員を交代することにより、就業機会の平準化を図るとともに民間事業所からの受注業務についても、発注者の理解を得ながら、長期間にわたる就業を是正するよう努めます。

（４）普及啓発・広報活動の充実

- ① 「広報おたる」に会員募集広告を掲載するとともに一般市民も参加可能な講習会の周知を図ります。
- ② 公共施設等にPR用のパンフレット、ティッシュを配置します。
- ③ 会員や役職員が一体となって、年金支給日などに街頭啓発を実施するほか、会員募集などのシルバー事業をPRするため、引き続き市内6箇所バス停付近において、市内を運行するバス車内でのアナウンス広告を放送します。
- ④ 昨年は参加ができなかった「潮ねりこみ」に参加し、シルバー事業の普及啓発と会員拡大のPRを行います。
- ⑤ シルバー事業を市民に広くPRするため、10月のシルバー事業普及月間に「シルバーフェスタ」及び「シルバーパネル展」を開催します。
- ⑥ 公式ホームページに事業概要や会報、事務局だよりなどを掲載します。
- ⑦ センターの事業活動を会員にわかりやすく提供するため、会報編集委員会による編集作業により会報「生きがい」を年2回発行するとともに誌面の充実に努めます。

（５）社会参加（ボランティア活動）の推進

- ① 小樽市民の憩いの場である公園等の施設の除草、清掃作業や環境美化のため、ボランティア活動を実施することにより、シルバー人材センター事業のPRに努めます。

- ② ボランティア活動への会員の参加者増を図るため、これらの活動を広く周知するとともに、参加した会員相互の親睦を深めてもらうよう努めます。
- ③ ボランティア活動の実施にあたり、対象施設の SNS 等の媒体に活動を取り上げるよう依頼し、より多くの市民に会員の社会貢献の活動を理解していただき、活動に共感する新規会員の獲得に結び付けます。

(6) 事業運営の強化

- ① センターの執務場所が中心市街地から離れているため、各種会議については利便性の良い小樽駅前周辺での開催に努めます。
- ② スマートフォンなどの情報通信機器を活用することにより、会員の就業明細書の確認など、より迅速な情報伝達が可能となるため、使用方法などについてわかりやすく説明します。
- ③ 地域班における会員の交流や、会員と事務局との情報共有・意思疎通を円滑に行うため、地域班懇談会を開催し、運営体制の強化に努めます。
- ④ 会員相互の親睦を深めてもらうため、会員交流の場としてレクリエーション活動や新年交流会などを開催します。
- ⑤ 全国シルバー人材センター事業協会や北海道シルバー人材センター連合会などの関係団体や北海道、北海道労働局、小樽市などの関係機関と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めます。また、連合会主催の研修や会議などに積極的に参加し、道内各センターとの連携、情報交換等に努めます。

Ⅲ 第2期中期計画（令和7年3月策定）に基づく「令和8年度事業目標値」

会員数	395人（うち女性会員122人）
就業延人日数	32,394人日
受託事業収入	163,200千円
派遣就業延人員	1,300人日

Ⅳ 包括契約に係る事業（令和8年度予算）

本年度から、発注者及び会員から理解を得ることができた業務委託について、包括契約により契約を行う予定としている。

① 包括契約に係る受注件数	3,900件
② 包括契約に係る会員業務委託料及びセンター業務委託料	
包括契約に係る業務委託料	166,898千円
会員業務委託料	145,105千円
センター業務委託料	15,950千円
材料費等	5,843千円